

**修学のため自宅を離れて住む方は届出が必要です。
(ただし、住民票を移した方のみ)**

《 国民健康保険法 第116条にかかる届出 》

§ 修学中の学生の取扱いについて §

修学のため親元を離れ、学校所在地に生活の本拠地を移す例は非常に多くみられますが、そのような学生は一般的に所得がなく、保険料負担能力を欠くため、学校所在地域保険者の被保険者とする、財政的に影響を与えることになります。

また、医療費の負担は本来親元の世帯の負担となるべきものであることから、国民健康保険法の適用については、このような場合は親元に住所があり、親元の世帯に属するものとみなしています。

第116条の規定はこのような修学中の被保険者の特例規定です。

◇手続きに必要な書類は以下のとおりです。
状況に応じて該当する書類を提出してください。

こんな場合	提出書類
◆初めて申請する時	「第116条該当届」 「在学証明書」
◆進学した時 (例：高校→大学、大学→大学院) ◆学校が変わった時 (例：編入学、予備校→予備校)	「第116条該当届」 「在学証明書」
◆在学中の場合 (例：進級、留年)	「在学証明書」
◆卒業後も医師国保に残る場合	「第116条非該当届」 ※卒業後も別世帯の場合は当組合までご連絡ください
◆卒業等で就職し、社会保険等に加入した場合	「第116条非該当届」 「資格喪失届」 ※注記2) をご覧ください

《 注 記 》

- 1) 在学証明書は、在学中の間は、毎年4月1日以降発行のものを提出ください。
新入学の場合は、入学式終了直後から在学証明書が発行されます。
(※入寮許可証や学生証等は認められません)
- 2) 就職等で社会保険等に加入した場合は、医師国保を喪失となります。
「第116条非該当届」「資格喪失届」に次の書類を添えて提出をお願いします。
 - ①次加入される保険の加入証明書または保険証のコピー
 - ②お手元にある当組合の被保険者証